

淡路市個人情報保護条例

平成17年4月1日条例第16号

改正

平成21年3月30日条例第10号

平成22年2月18日条例第3号

平成24年3月29日条例第8号

平成24年9月5日条例第26号

平成27年9月30日条例第24号

平成28年3月18日条例第2号

平成28年12月19日条例第27号

淡路市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条 第12条）

第2節 個人情報の開示（第13条 第25条）

第3節 個人情報の訂正（第26条 第33条）

第4節 個人情報の利用停止（第34条 第39条）

第3章 審査請求

第1節 諮問等（第40条 第42条）

第2節 淡路市情報公開・個人情報保護審査会（第43条・第44条）

第3節 審査会の調査審議の手續（第45条 第52条）

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第53条 第58条）

第5章 雑則（第59条 第63条）

第6章 罰則（第64条 第68条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止を請求する市民の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(6) 電子計算組織 電子計算機及び端末装置を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する組織をいう。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有個人情報 公文書に記録されている個人情報（特定個人情報のうち第1号ただし書の規定により個人情報に該当しないものを含む。）をいう。

(9) 保有特定個人情報 公文書に記録されている特定個人情報をいう。

一部改正〔平成22年条例3号・27年24号・28年2号〕

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときには、個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）第22条第1項に規定する淡路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、事務の目的を達成するために当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明等の理由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関以外の市の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(8) 第10条ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、本人から収集することにより個人情報

取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

- 4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- （1）個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - （2）収集目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - （3）収集目的を本人に明示することにより、市の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - （4）収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められるとき。

一部改正〔平成24年条例8号・27年24号〕

（特定個人情報の収集の制限）

第6条の2 実施機関は、番号法第20条の規定に基づき収集することができる場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

追加〔平成27年条例24号〕

（事務の届出）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。当該届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、事後に届け出るものとする。

- （1）個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - （2）個人情報取扱事務の名称及び収集する目的
 - （3）個人情報を収集する根拠
 - （4）個人情報の対象者の範囲
 - （5）個人情報の記録項目
 - （6）個人情報の主な収集先
 - （7）前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前3項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（適正管理）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のため必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保有する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う安全確保の措置等）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

- 2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用

してはならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 専ら学術研究若しくは統計の作成のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の市の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

一部改正〔平成27年条例24号〕

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用することができる。

追加〔平成27年条例24号〕

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

追加〔平成27年条例24号〕、一部改正〔平成27年条例24号〕

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、電子計算組織の結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、実施機関以外のものに対し、個人情報を提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、電子計算組織の結合により個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(提供先に対する措置の要求)

第12条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

一部改正〔平成27年条例24号〕

第2節 個人情報の開示

(開示請求権)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求(以下「開示請求」という。)することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。
- 3 本人が死亡している場合における保有個人情報については、次に掲げる者(以下「遺族等」とい

う。)が実施機関に対し、開示請求をすることができる。ただし、開示請求に係る保有個人情報と遺族等自身の個人情報とみなすことができる場合に限る。

- (1) 本人の死亡当時における法定代理人
- (2) 本人の配偶者、子又は父母
- (3) 前号の子及び父母がいない場合における本人の兄弟姉妹その他法定相続人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、開示請求をことができると実施機関が認める者

一部改正〔平成27年条例24号〕

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項本文及び第3項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人又は遺族等であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

一部改正〔平成24年条例26号・27年24号〕

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(当該開示請求をした者が代理人又は遺族等の場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号並びに第23条第1項において同じ。)の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「開示請求者の評価等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、開示することにより、開示請求者以外の者の利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、開示することができない情報
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるお

それ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成27年条例24号〕

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に係る部分を除いて、開示をしなければならない。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の収集目的及び開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該収集目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は不開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 開示決定及び不開示決定(以下これらを「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から30日(第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。次条において同じ。)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長

後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行の著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等を行わないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があったものとみなすことができる。

(事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、事案を移送した実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第40条及び第41条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案し

て実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。

5 前項の規定による申出は、第19条第1項の規定による通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

一部改正〔平成27年条例24号〕

（他の法令等による開示の実施との調整）

第25条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（特定個人情報を除く。）が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

一部改正〔平成27年条例24号〕

第3節 個人情報の訂正

（訂正請求権）

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）第24条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

一部改正〔平成27年条例24号〕

（訂正請求の手續）

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により訂正請求をする者について準用する。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

一部改正〔平成24年条例26号・27年24号〕

（保有個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を

しなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定(以下「訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定(以下「不訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、不訂正決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 訂正決定及び不訂正決定(以下これらを「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から60日(第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、事案を移送した実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。た

だし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関し
て他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条若しくは第6条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第10条若しくは第
10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若し
くは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル
（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該
保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条、第10条の3又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の
提供の停止

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」と
いう。）について準用する。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

一部改正〔平成27年条例24号〕

（利用停止請求の手續）

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実
施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（代理人が法人である場合にあっては、その
商号又は名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足
りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により利用停止請求をする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以
下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

一部改正〔平成24年条例26号・27年24号〕

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認め
るときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用
停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用
停止をすることにより、当該保有個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行
に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定（以
下「利用停止決定」という。）をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければ
ならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定（以下
「利用不停止決定」という。）をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければ
ならない。

3 実施機関は、利用不停止決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなけれ
ばならない。

（利用停止決定等の期限）

第38条 利用停止決定及び利用不停止決定（以下これらを「利用停止決定等」という。）は、利用停
止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を
求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用
停止請求があった日から60日（第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当
該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。
この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由
を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長

後の期間)内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があったものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があったものとみなすことができる。

第3章 審査請求

全部改正〔平成28年条例2号〕

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等(第20条第3項又は第21条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。)、訂正決定等(第30条第3項又は第31条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。)又は利用停止決定等(第38条第3項又は前条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。)について行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の審査請求について、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

一部改正〔平成28年条例2号〕

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

一部改正〔平成28年条例2号〕

(裁決)

第42条 諮問庁は、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

一部改正〔平成28年条例2号〕

第2節 淡路市情報公開・個人情報保護審査会

全部改正〔平成24年条例8号〕

（調査審議等）

第43条 審査会は、第40条の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議し、又は個人情報保護制度に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

全部改正〔平成24年条例8号〕、一部改正〔平成28年条例2号〕

第44条 削除

削除〔平成24年条例8号〕

第3節 審査会の調査審議の手續

（審査会の調査権限）

第45条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問庁は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関して、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（意見の陳述）

第46条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、申立人及び処分庁等（法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（意見書等の提出）

第47条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（委員による調査手續）

第48条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第45条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第46条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（提出資料の写しの交付等）

第49条 審査会は、第45条第4項又は第47条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書

の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、第45条第2項若しくは第4項又は第47条の規定による資料の提出があったときは、当該資料の閲覧又は写しの交付（当該資料が電磁的記録である場合にあっては、これらに準ずる行為として実施機関の規則で定める行為。以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（調査審議手続の非公開）

第50条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（答申等）

第51条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

一部改正〔平成28年条例2号〕

（規則への委任）

第52条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成24年条例8号〕

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者に対する指導又は助言）

第53条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

（説明又は資料提出の要求）

第54条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第55条 市長は、事業者が前条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（苦情相談の処理）

第56条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

（市の出資法人の講ずべき措置）

第57条 市が資本金その他これに準ずるものを出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国等との協力）

第58条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

第5章 雑則

（手数料等）

第59条 法第9条第3項で読み替えて適用する法第38条第1項の規定による第49条第2項の資料の写

しの交付に係る手数料（以下この条において「交付手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 提出された資料が書面若しくは書類であるときは、当該書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で複写したものの交付又は電磁的記録であるときは、記録された事項を用紙の片面若しくは両面に単色若しくは多色で出力したものの交付 用紙1枚（原則として日本工業規格A列3番以内の用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合の枚数は、日本工業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。次号において同じ。）につき10円（多色で複写され、又は出力された用紙にあっては、100円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。
 - (2) 提出された資料の写しの交付を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151条）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
- 2 開示請求をして、公文書の写しを受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を、前項第1号の方法による資料の写しの交付を受けるものは、交付手数料のほか、当該写しの送付に要する費用を、それぞれ実施機関の規則で定めるところにより、負担しなければならない。
 - 3 市長は、開示請求者又は審査請求人若しくは参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関の規則で定めるところにより、前2項の費用を減額し、又は免除することができる。

全部改正〔平成28年条例2号〕

（他の制度との調整等）

第60条 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる保有個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる保有個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査情報に含まれる保有個人情報
- 2 この条例の規定は、淡路市立図書館その他の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている保有個人情報については、適用しない。

一部改正〔平成21年条例10号〕

（苦情の処理）

第61条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第62条 市長は、毎年度、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第63条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関の規則で定める。

第6章 罰則

第64条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第66条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第67条 第64条から前条までの規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

一部改正〔平成28年条例2号〕

第68条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

一部改正〔平成28年条例2号〕

附 則

(施行期日)

1 平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の東浦町個人情報保護条例(平成11年東浦町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、合併前の津名町、淡路町、北淡町、一宮町及び東浦町(以下「合併関係町」という。)並びに解散前の淡路・東浦広域下水道組合から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

4 施行日の前日までに、合併関係町の機関及び解散前の淡路・東浦広域下水道組合において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

5 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に係る業務については、第7条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を」とあるのは、「について、次に掲げる事項をこの条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

附 則(平成21年3月30日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月18日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の淡路市情報公開条例第22条第4項の規定により委嘱されている淡路市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)の委員である者又は改正前の淡路市個人情報保護条例第43条第4項の規定により委嘱されている淡路市個人情報保護審査会(以下「旧個人情報審査会」という。)の委員である者は、改正後の淡路市情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第22条第4項の規定により委嘱された淡路市情報公開・個人情報保護審査会(以下「新審査会」という。)の委員とみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の条例第22条第5項の規定にかかわらず、旧情報公開審査会又は旧個人情報審査会の委員として委嘱された日から起算する。

3 この条例の施行の前日に旧情報公開審査会又は旧個人情報審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会又は旧個人情報審査会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則(平成24年9月5日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第24号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(2) 第3条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成28年3月18日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月19日条例第27号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。